

# 安平町が考える自治基本条例

安平町「自治基本条例(仮称)」を制定します

「町民主体」「町民と進める協働」による信頼されるまちづくりをめざして

## はじめに

地方分権改革が進展する中で、地方自治体における自治のあり方、町政運営のパートナーとしての町民の参加、協働のあり方などの基本的な理念を定めた自治基本条例やまちづくり基本条例が全国各地で制定されています。

本町においても、昨年の歴史的合併を契機に「信頼されるまちづくり」を基本目標として「町民主体」「町民との協働」によるまちづくり実現に向けて、自治基本条例の制定を目指しています。

## 自治基本条例の概要

### 1 自治基本条例ってなに？

自治基本条例は、安平町のまちづくりや地域課題への対応について、誰がどのような役割を担い、どのような方法

で決めていくのかなどの自治の仕組みの基本ルールを定めるものです。

具体的には、まちづくりの基本理念や町民の権利と義務のほか、町政運営の基本原則、議会と執行機関のそれぞれの役割と責務などを定めます。

この条例は、「地方自治の憲法」ともいわれているもので、町その他の条例や規則、計画などは、この条例の目的や基本理念を踏まえて定めることとなります。

### 2 なぜ、この条例が必要なの？

今、全国各地の自治体で自治基本条例を制定する動きが広がっています。こうした動きを推し進める背景には、次の要因が考えられます。

平成12年に地方分権一括法が施行され、市町村の位置付けが、それまでの国の下請け

機関的なものから、国及び都道府県と対等な「地方の政府」へと大きく変わりました。

国の法律等に基づいて全国一律に実施されていた各種の行政サービスも、町民の皆さんの視点から捉え、地域の特性やニーズに則して再構築することが求められています。

自分たちの町の将来像を自分たちで描き、地域の個性を活かしたまちづくりを主体的に進めていく権利と責任が拡大しました。

このような時代の変化に対応し、自己決定や自己責任に基づく、個性のある自治体運営を進めていくための基本原則として、自治基本条例の制定が必要とされています。

これからの分権社会において、現在の水準の公共サービスを町だけで担っていくには限界があります。地域の課題を一番よく知っているのは、地域の皆さんです。

「よりよいまちをつくる」ためには、町民の皆さんと町が、これまでの住民自治活動を維持しながら、「町民、議会及び町が共通認識を持って、それぞれの役割分担に応じて、よ



瑞穂ダム花公園化を目指して  
昨年行われた花の植栽風景

り一層の協働によるまちづくりの基本的ルール」としても、自治基本条例が必要とされていると考えます。

### 3 条例でどのようなことを定めるの？

自治基本条例策定の流れはまだ新しく、自治体によって内容は少しずつ異なりますが、町と町民の関係、参加のための仕組み、自治体運営の最高規範としての位置付けなどが共通して規定されています。安平町では、どんな考え方を基本として町政を運営するか

という基本理念、基本原則はもろろのこと、地方自治の主役である町民の権利や責務、参加と協働、行政の責任などのほか、安平町の特性を踏まえた自治のあり方を条例の中に盛り込んでいこうと考えています。

### 4 条例を制定すると何が変わるの？

町民と行政がそれぞれ何をやるのか、何をしなければならぬのか、何が明確になり、審議会、意見聴取等の町民参加や協働などの仕組みが整えら